

事 務 連 絡

令 和 3 年 6 月 1 日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営  
に関する取扱いについて（その5）

新型コロナウイルス感染症の流行下における社会福祉法人の運営に関する取扱いについては、本年2月12日付け事務連絡などによりお示しをしてきたところですが、今般、同事務連絡によりお示しすることとしていた資産総額の登記の取扱いについて、法務省とも協議の上、別紙のとおり整理いたしました。

各所轄庁におかれましては、別紙を踏まえ、令和2年度決算期における社会福祉法人の指導について、引き続き柔軟な対応を行っていただくとともに、管内法人に対する周知をお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、緊急事態宣言等の対象となる都道府県のみならず、全国に適用するものであることを申し添えます。

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局

福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111（代表）内線 2871

(別紙)

## 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営 に関する取扱いについて（その5）

※ 下線部は、本年2月12日付当課事務連絡からの新たな追記事項。

### 1 理事会の開催について

#### (1) 理事会の開催

理事会の開催について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず年度内に開催することが困難な法人については、可能になり次第、速やかに開催すること。

また、所轄庁が当該法人の指導監査を行うに当たっては、当該開催の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

#### (2) 理事会における「対面」の解釈

理事会については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の14第4項の規定により、各理事が「出席」して決議することとされており、対面による開催が必要とされている。

また、「指導監査ガイドライン」（平成29年4月27日付雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙をいう。以下「ガイドライン」という。）において、「理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこと」とされている。

ガイドラインでいう「テレビ会議等」とは、各理事の音声即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はないことにつき、法人に対して周知すること。

#### (3) 理事会決議の省略

理事会決議の省略については、定款に決議の省略についての定めがあり、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは、法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第96条の規定により、当該提案について理事

会の決議があったものとみなされることにつき、法人に対して周知すること。

なお、理事全員から事前の同意が得られなかったことにより決議の省略ができず、理事会を開催する場合においては、1（1）及び（2）のとおり取り扱われたいこと。

#### （4）理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告

理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については、法第45条の16第3項の規定に基づき、定期的に理事会に報告をしなければならないこととなっているが、この点、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第2項の規定により、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があることとされている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず年度内に理事会を開催し、当該報告を行うことが困難な法人に関して、所轄庁が当該法人の指導監査を行うに当たっては、当該報告の時期の取扱いにつき、柔軟に対応することとされたいこと。

## 2 評議員会の開催について

### （1）評議員会の開催

評議員会の開催については、1（1）及び（2）と同様に取り扱われたいこと。

### （2）評議員会決議の省略

評議員会決議の省略については1（3）と同様であるが、1（3）のうち「定款に決議の省略についての定めがあり」の部分については、評議員会決議の省略の場合は理事会と異なり、定款に決議の省略の定めがない法人でも行うことが可能であること。

## 3 事業計画書及び収支予算書について

事業計画書及び収支予算書の決議又は承認に係る理事会又は評議員会の開催については、1又は2のとおり、所轄庁が当該法人の指導監査を行うに当たっては、柔軟に対応することとされたいこと。

## 4 社会福祉法人が備置き、閲覧又は届出しなければならない書類について

次の書類については、原則として法令の規定に従い、法人に備え置き、閲覧の用に供し、又は所轄庁あて届出を行わなければならないものであるが、職員の出勤抑

制等により、法人において現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行すること。

また、所轄庁においては、指導監査や、届出等の時期の取扱いにつき、柔軟に対応することとされたいこと。

- ① 法第 45 条の 27 第 2 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに作成することとされている計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、事業報告及びこれらの附属明細書
- ② 法第 45 条の 34 第 1 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに作成及び主たる事務所に備え置くこととされている財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書（以下「財産目録等」という。）
- ③ 法第 59 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに所轄庁へ届出することとされている計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人設置法人にあっては会計監査報告を含む）並びに財産目録等
- ④ 法第 55 条の 2 第 2 項の規定に基づき、会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに所轄庁へ承認申請することとされている社会福祉充実計画

## 5 所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査について

所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査については、現に法人運営に支障が生じているなど、当該法人に対する指導を行う喫緊性が高く、指導監査を行うことにつき相当の理由がある場合を除き、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえつつ、所轄庁において延期を含め、適切に判断されたいこと。

また、これにより、やむを得ず監査の実施周期が 3 年を超えることも妨げるものではないこと。

## 6 資産の総額の変更の登記について

組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 3 条第 3 項に規定する資産の総額の変更の登記については、昨年同様、その期限を過ぎて登記申請がされた場合であっても、各法務局・地方法務局において、4 に規定する取扱いを踏まえた対応がされることを確認したので、この点、所轄庁においては管内法人に周知を図られたいこと。